

各 位

東京都環境局地球環境エネルギー部
総量削減課長 千田 敏
(公印省略)

キャップ・アンド・トレード制度における義務履行期限等の延長について

日頃より、東京都の環境施策におけるキャップ・アンド・トレード制度（以下「本制度」という。）の運用に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本制度における義務履行期限等について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）等を改正しましたので、下記のとおりお知らせいたします。今後とも、本制度の運用に御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 義務履行期限等の延長について

第二計画期間の義務履行期限	令和 4 年 1 月末日まで ^{※1・※2}
一般管理口座の更新申請期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 1 月末日まで

※1 令和 3 年 8 月 4 日までに排出量（削減量）が確定しない場合（他責事由による）は、別途期限が設定されます（別途通知でお知らせします。）。

※2 義務履行期限の延長に付随して設定されている振替可能削減量（クレジット等）の振替申請の期限や第一計画期間のクレジット等の有効期限^{※3}等についても、同等の扱いとなります。

※3 義務履行に際し、埼玉連携クレジットの御利用を予定されている場合は、当該クレジットの有効期限が別の取扱いとなる可能性があります。

2 その他

本制度に係る各種ガイドラインに記載している義務履行期限等については、別紙の改正内容に基づき、適宜読み替えていただきますようお願いいたします。読替表を、以下のホームページに掲載いたしましたので、御参照ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/index.html

<問合せ> 東京都環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課

「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第二本庁舎 20 階南側

Mail : ondanka31@ml.metro.tokyo.jp

電話 : 03-5388-3438